

## 改題補訂版はしがき

本書の出版意図は初版の「はしがき」のとおりである。しかし、毎年講義のために本書を用いるうちに、自分自身の考え方や表現方法に若干の変化があった。加えて、この間に以下のような大きな改正があった。

平成11（1999）年に「能力」の部分に法定後見制度が導入され、平成16（2004）年、17（2005）年には口語化の改正があり、若干の重要な語句の改正も付加された。そして平成29（2017）年の法律第44号による債権法の大規模改正である。それに伴って民法総則にも重要な部分の改正、例えば、民法95条の錯誤の規定、ならびに時効の部分では短期消滅時効がなくなり、「時効の中断」や「時効の停止」という用語も使用されなくなった。

改正のたびに補訂を重ねてきたが、初版刊行の平成8（1996）年から四半世紀がたち、この度の改題補訂版の刊行となった。出版社の勤めもあり、内容・構成等は初版のものを活かし、体裁を縦組から横組へと変えた。併せて書名も『民法講義1 総則』から『民法総則』へと変更した。

また、民法を学ぶにあたっての基礎知識・要点をおさえておきたいとの学生の要望に応じて、筆者が作成した「民法入門講義ノート」（非売品）を法律文化社のホームページ（<https://www.hou-bun.com/> トップ「教科書関連情報」）に掲載している。アクセスし、おおいに学んでほしい。

今回も最低限度の改訂にとどめている。新しく想を練り直して、いつか本格的な改訂版を出したいと考えている。

なお、本書を出版しうるのは、法律文化社編集部の皆様の多大なる努力・協力があつたから、かつ田摩純子社長の温かいはげましの言があつたからにほかならない。記して心より感謝を申し上げる次第である。

令和2年2月

高森 八四郎